

第2回 被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会 議事概要について

1. 検討会の概要

日時：平成25年11月20日（水）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎5号館3階内閣府防災A会議室

出席者：室崎座長 飯沼、市原、重川、杉原、野田、林 各委員

日原統括官、尾崎参事官、北村補佐、杉山補佐、石切山補佐

2. 議事概要

【検討課題1】関係

事務局より、竜巻被害の状況とこれまでの対応について説明を行った。また、つくば市より竜巻災害の状況について事例発表がなされ、その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 今回の竜巻で、学校で窓ガラスがすべて割れている。そのため、竜巻が平日に発生していた場合には、児童に多くのけが人が出たのではないかと思っている。そのため、学校の窓の対策が必要であると思う。
- 住宅については、高齢者は負債の問題もあり、新たに家を建て直すという方向になりにくい。また家を建て直す場合には、解体から再建まで時間がかかるので、支援については長い時間で考える必要がある。
- 家単体の被害で判断するのではなく、農地やインフラなど、まちの全体的なダメージという側面からも、被害をとらえる必要があるのではないか。
- 竜巻について他の災害と留意すべき点は、竜巻は帯状で被害が出ること、またその帯が長いため、市町村境界を超えて被害が発生することである。基本的には法に基づいて支援を行うことになるのだから、災害救助法や被災者生活再建支援法の中で基準を考えるとときに、幅が狭いが長距離に渡って被害が出るようなハザードへの対応方法を考えるべきである。

○被災者生活再建支援法はもともと地震を想定して創られており、制度に係る保険も地震保険であるが、竜巻の場合には総合火災保険で対応できる災害であり、その違いも考慮して対応策を検討すべきであろうと思う。

○罹災証明書については、1つの災害でも市町村界をまたがって発行するため、市町村間での判定にばらつきが生じようにならないといけないと思われる。

○国の支援は国の支援としながらも、自分で対応しておく意識は非常に重要である。そこが基本としてあるべきで、なんでもかんでも、県や国の支援をたよりにするという事ではない。

○国が行っている内容が生活再建の手法のすべてではないということ、きちんと伝えることも必要であるし、全部の人が満足できないとしても、筋はきちんととして、納得してもらうことが大事なことになるのではないと思う。そして、自助努力を促す制度設計である必要があるだろう。

○マスコミの報道でも被災者生活再建支援法が適用されたか否か、その結果として不公平になっているか否かでしかなく、支援施策全般が説明されていないことが不公平感を生み出す大きな要因になっている。自助、共助、公助を理解し整理するためには、国が用意している様々な支援策をセットにしなから、自助や国・都道府県の役割を整理して、理解してもらう努力が必要である。

【検討課題2】関係

事務局より、被災者支援に関する基本的な理念・方針に関する説明を行った。その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

○災対法の改正の中で、理念を入れていただいたのはありがたい。理念を具体化する施策について、国による踏み込みも含めて議論する必要があると思う。

○どこかで支援の対象を区切る際に、制度を作る側の理屈ではなく、国民の立場や司法などの客観的な立場からみた場合に、著しく不公平にならない基準があるのではないだろうか。関連する判例があれば、次回でもかまわないので教えていただきたい。

- 国は、被災者支援について大きな役割を担っているが、そのときに、直接的な支援と間接的な支援の両方を考えるべきである。
- 被災者生活再建支援法や災害救助法の適用となる基準の明確化が必要である。いわゆる住家の被害認定であるが、損害保険の査定においても、この判定結果を参考とする場合があることから、この判定結果に納得感が得られることが重要である。
- 国が最低限やる項目について明確化し、それを開示することで自己規定していく必要がある。そのことで、足りないところがあるなら、都道府県が補強するということを考えることもできるし、市町村も具体的に制度をブレークダウンしていくことができる。
- 可能であるから実施することが必ずしも望ましいわけではない。支援については直接実施することと間接的に枠組みを整えることの両面があることを理解し、特に後者について意識して明確にしていく必要があろう。
- 災害救助法など様々な法律と制度がある中で、制度間のミスマッチなどについて交通整理をする必要があるかもしれない。
- 被災者に対して、国や自治体が平時においてどういう役割を果たすのかを示し、さらに、支援メニューを提示しておくことは重要だと思う。
- キーワードは不公平感である。そこのルールをきちんと示すことは必要である。今はルール自体が不明確であるとともに、時代にそぐわない面もある。罹災証明書の調査でも、判定がきちんと行われているかどうか不公平感につながる面もある。
- 被災者目線というのが重要である。基本理念として被災者を中心として考えると盛り込まれているが、それが非常に重要だろうと思う。同時に実際に支援をするのは市町村だとした場合に、市町村が置かれている状況にも目線に向けていただきたい。

【検討課題3】関係

事務局より、被災者支援における「自助・共助・公助」の関係、国・地方の役割分担について説明を行った。また、つくば市より竜巻災害の状況について

事例発表がなされ、その結果を踏まえて意見交換を行った。

<主な意見等>

- 地震保険は保険会社にとっても魅力的な商品ではないので、積極的な営業を行っていないが、かりに加入率が上昇した場合、南海トラフや首都直下の規模で地震が発生した場合に制度として機能するののかという点の検証が必要ではないか。
- 被災者に対して直接お金を払って支援する部分と、地域の被災地を復旧することで被災者に対する支援をするという両面がある。この2つを分けて、被災者に対する金銭的な支援だけでなく、被災地に対する復旧・復興に関する支援も考えて議論していただきたい。
- 現場では細かい問題がある。あらかじめ、いろいろな課題や問題を整理していかないと、災害が起きた時に、又同じ繰り返しになるのではないかと危惧した。また、災害特性に合わせた制度設計が必要である。
- 全壊に対する支援は等しく平等であるべきと考えている。また全壊戸数が多いということは地域へのダメージが大きいということであるので全体に対する支援も考える必要がある。
- 大規模災害は生活再建のために非常に大きな業務量を必要とすることを意識しなければならない。一方、小規模災害は国が関与しないということではなく、財政負担は行わなくても、小規模災害ほど、国が指導・アドバイスをしていくいいチャンスになるのではないかと思う。枠組みが整理されて全体の能力が上がってくれば、自治体間応援が広がっていき、それが防災性能の向上につながっていく。